

「退学」の願い出について

＜退学願の提出について＞

- 都合により本研究科を退学する場合は、保護者等（学生の身上について責任を負うことのできる父母又は親戚等の成年者）の連署の上、理由を記入した「退学願」に学生証を添えて提出してください。連署は、社会人学生・外国人留学生等、属性を問わず必要です。
- 「退学願」は指導教員の承諾（署名）を得た後、教務係へ提出してください。添付の「休学願等に関する所見」は、指導教員との面談時に指導教員へ渡してください。
- 本人（自署）欄には、在籍課程とその課程に入学・編入学・進学した年月を西暦で記入してください。
- 退学年月日は任意とすることもできますが、特別な事情のない限り月の末日としてください。ただし、退学年月日を退学願受理日以前とすることはできませんので、早めに手続きをしてください。3月31日付けの退学を希望する場合は、3月上旬までに受理される必要があります。
- 理由欄には該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。
- 「退学願」は、退学前日までの授業料納入を確認した後で正式に受理します。

＜退学による授業料の免除について＞

- 授業料徴収猶予者、月割分納許可者がその期の中途で退学することを許可された場合は、月割計算に、退学する月の翌月からその学期の月末までの月数を乗じて得た額の授業料が免除される場合があります。
- 3月末日限りで退学する場合には3月上旬頃までに、9月末日限りで退学する場合には9月上旬頃までに退学手続きを済ませなければ、新たな授業料納付義務が生じますので、事前に教務係に相談してください。
- 各学期の途中で退学をする方は、授業料免除の申請ができないので注意してください。

＜奨学金を受給している場合の手続き＞

- 奨学金を受給している方は、奨学金交付終了の手続きについて、事前に教務係に確認してください。
- 国費外国人留学生が退学をする場合は、退学日の1か月前までに所定の手続きを済ませる必要があります。

＜退学許可書の送付について＞

- 「退学許可書」は、専攻長会議で承認された後に、「退学願」に記載された宛先に送付します。

＜単位取得退学について＞

- 本研究科において博士課程後期3年の課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた方で、修了に必要な所定の単位を修得して退学した方は、退学後1年以内に博士論文を提出し、学位授与を申請することができます。この申請を希望する場合は、あらかじめ指導教員に相談するとともに、「研究指導認定書」の作成を指導教員に依頼し、退学願に添えて提出してください。